第七十六条第四項において準用する第七十四条第五項	五十分の一	三分の一（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）
	普通地方公共団体の選挙管理委員会	広域連合の選挙管理委員会
第七十六条第四項において準用する第七十四条の二第七項及び第十項	都道府県の選挙管理委員会	広域連合の選挙管理委員会
第七十六条第一項	普通地方公共団体の選挙管理委員会	広域連合の選挙管理委員会
第七十六条第三項	選挙人	広域連合の選挙人
第七十七条	普通地方公共団体の議会の議長	広域連合の議会の議長並びに広域連合を組織する地方公共団体の議会において当該広域連合の議会の議員を選挙する広域連合にあつては当該広域連合を組織する地方公共団体の議会の議長
	都道府県知事	広域連合の長（第二百九十一条の十三において準用する第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて置く広域連合にあつては、理事会。以下同じ。）
	市町村長	広域連合の長

第二百十三条の二の表第九十二条第三項の項を削り、同表第九十二条第四項の項中「第九十二条第四項」を「第九十二条第三項」に、「にあつては二箇月以内、」を「及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）にあつては二箇月以内、指定都市以外の」に、「にあつては六十二日以内、」を「及び指定都市にあつては六十二日以内、指定都市以外の」に改め、同表第九十二条第五項の項中「第九十二条第五項」を「第九十二条第四項」に改め、同表第九十三条の項中「地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）」を「指定都市」に改め、同表第九十三条の二第一項の項を次のように改める。

第九十三条の二第一項	都道府県又は指定都市	広域連合

第二百十三条の二の表第九十四条第一項の項中「四十万を超える場合にあつては、その超える数」を「四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万」に改め、「都道府県」の下に「又は指定都市」を、「十日以内、」の下に「指定都市以外の」を加え、同表第九十六条第一項の項中「都道府県」の下に「又は指定都市」を、「十日以内、」の下に「指定都市以外の」を加え、「四十万を超え八十万以下の場合にあつては、その超える数」を「四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万」に改め、同表第九十七条第一項の項中「四十万を超え八十万以下の場合にあつては、その超える数」を「四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万」に改め、同表第九十七条第二項の項中「都道府県」の下に「又は指定都市」を、「五日以内、」の下に「指定都市以外の」を加える。

第二百十三条の五第一項の表以外の部分中「、第四十九条」の下に「、第四十九条の三」を、「第五十三条第一項（」の下に「同令」を加え、同項の表第四十一条第四項の項中「〇の記号」を削り、「賛否」の下に「又は」を加え、同条第二項中「関する部分（」の下に「同令」を加える。

第二百十三条の六第一項の表第四十六条第一項の項の次に次のように加える。

第四十六条の二第一項	選挙管理委員会が	広域連合の議会の解散に賛成するときは投票用紙の賛成の記載欄に〇の記号を、これに反対するときは反対の記載欄
	条例で	投票用紙に氏名が印刷された公職の候補者のうちその投票しようとするもの一人に対して、投票用紙の記号を記載する欄
第四十六条の二第二項	第四十八条第一項	地方自治法第二百九十一条の六第七項において準用する第四十八条第一項
	当該選挙の公職の候補者の氏名	賛否
	公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）一人の氏名	が指示する賛否
	公職の候補者一人に対して	の指示に従い賛成の記載欄又は反対の記載欄に
	第六十八条第一項第一号	同法第二百九十一条の六第七項において準用する第六十八条第一項第一号
	「公職の候補者の氏名」	「賛否をともに」
	公職の候補者に対して〇の記号	賛成の記載欄及び反対の記載欄のいずれにも〇の記号を
	公職の候補者の氏名のほか、他事を記載したもの。ただし、職業、身分、住所又は敬称の類を記入したものは、この限りでない。	賛否のほか、他事を記載したもの
	公職の候補者の氏名を自書しないもの	賛否を自書しないもの
	公職の候補者の何人	賛否
	公職の候補者のいずれに対して〇の記号	賛成の記載欄又は反対の記載欄のいずれに対して〇の記号を記載したか
第六十八条第一項第四号	二人以上の公職の候補者の氏名を	賛否をともに